

建設工事請負契約書の条項第4-1条第3項の適用例

		第4-1条第3項適用				第4-1条第1項適用(参考)			
		年度	年度割	支払	備考	年度	年度割	支払	備考
		2年契約	ケース① 年度割≧前払金	1年目	60	40	前払金：(1年目+2年目)×40% (60+40)×0.4=40	1年目	60
20	中間前払金：(1年目+2年目)×20% (60+40)×0.2=20					12	中間前払金：1年目×20% 60×0.2=12		
-						24	出来高払：出来高予定額×9/10 - 支払済額 67×9/10 - 36=24		
2年目	40			-		2年目	40	16	前払金：2年目×40% 40×0.4=16
								8	中間前払金：2年目×20% 40×0.2=8
計	100		60		計	100	84		
ケース② 年度割≦前払金	1年目		30	30	前払金：(1年目+2年目)×40%(年度割の上限まで支払可能) (30+70)×0.4=40→30	1年目	30	12	前払金：1年目×40% 30×0.4=12
								6	中間前払金：1年目×20% 30×0.2=6
								12	出来高払：出来高予定額×9/10 - 支払済額 34×9/10 - 18=12
	2年目		70	10	前払金：(1年目+2年目)×40% - 支払済額 (30+70)×0.4 - 30=10	2年目	70	28	前払金：2年目×40% 70×0.4=28
		20		中間前払金：(1年目+2年目)×20% (30+70)×0.2=20	14			中間前払金：2年目×20% 70×0.2=14	
計	100	60		計	100	72			
3年契約	ケース① 年度割≧前払金	1年目	40	40	前払金：(1年目+2年目)×40% (40+60)×0.4=40	1年目	40	16	前払金：1年目×40% 40×0.4=16
								8	中間前払金：1年目×20% 40×0.2=8
								16	出来高払：出来高予定額×9/10 - 支払済額 45×9/10 - 24=16
		2年目	60	20	中間前払金：(1年目+2年目)×20% (40+60)×0.2=20	2年目	60	24	前払金：2年目×40% 60×0.4=24
				40	出来高払：出来高予定額×9/10 - 支払済額 112×9/10 - 60=40			12	中間前払金：2年目×20% 60×0.2=12
				-				24	出来高払：出来高予定額×9/10 - 支払済額 67×9/10 - 36=24
		3年目	50	20	前払金：3年目×40% 50×0.4=20	3年目	50	20	前払金：3年目×40% 50×0.4=20
	10			中間前払金：3年目×20% 50×0.2=10	10			中間前払金：3年目×20% 50×0.2=10	
	計	150	130		計	150	130		
	ケース② 年度割≦前払金	1年目	30	30	前払金：(1年目+2年目)×40%(年度割の上限まで支払可能) (30+70)×0.4=40→30	1年目	30	12	前払金：1年目×40% 30×0.4=12
								6	中間前払金：1年目×20% 30×0.2=6
								12	出来高払：出来高予定額×9/10 - 支払済額 34×9/10 - 18=12
		2年目	70	10	前払金：(1年目+2年目)×40% - 支払済額 (30+70)×0.4 - 30=10	2年目	70	28	前払金：2年目×40% 70×0.4=28
				20	中間前払金：(1年目+2年目)×20% (30+70)×0.2=20			14	中間前払金：2年目×20% 70×0.2=14
				40	出来高払：出来高予定額×9/10 - 支払済額 112×9/10 - 60=40			28	出来高払：出来高予定額×9/10 - 支払済額 78×9/10 - 42=28
3年目		50	20	前払金：3年目×40% 50×0.4=20	3年目	50	20	前払金：3年目×40% 50×0.4=20	
			10	中間前払金：3年目×20% 50×0.2=10			10	中間前払金：3年目×20% 50×0.2=10	
計	150	130		計	150	130			

※特記仕様書、建設工事請負契約書については、別添記載例のとおり作成してください。

※前払金の返還に関する条項(建設工事請負契約書の条項第35条第7項)にご留意ください。

予算の関係で年度割の変更を予定している場合は建設業課又は各部局の予算、経理担当課までご相談ください。

「受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が著しく減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。」

※第4-1条第3項を適用する場合、「工事請負契約における中間前払金に関する取扱い」第5において「当該年度の工事実施期間の2分の1」とあるのは「初年度及び翌年度の工事実施期間の2分の1」と、「当該年度の出来高予定額の2分の1」とあるのは「初年度及び翌年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて下さい。